

| 項目 | 地域 | 竜王町（開発行為に関する指導要綱） | |
|------------|--|--|--|
| 適用範囲 | | <p>1. 1,000㎡以上の土地を対象として、開発行為等（建築を含む。）をしようとする者に対し適用する。ただし、1,000㎡以下であっても隣接して同一事業者が開発行為等を行う場合、合算してその規模が1,000㎡以上になる場合も含む。</p> <p>2. 前項の適用範囲外であっても、その開発行為等がこの要綱の目的にてらして、町長が必要と認めた場合、町長は当該事業者に対し、これを適用する。</p> | |
| 協議・協定 | | <p>1. 監督官公庁に所定の許認可申請をする前に町長に協議書を提出する。</p> <p>2. 監督官公庁の許認可を必要としない場合においても、前項の規定を適用する。</p> | |
| 公共・公益施設の負担 | | <p>1. 事業者は、その開発にともない必要となる開発地区内の道路、広場、公園、下水道、河川、排水施設、消防水利施設、その他開発に関する必要な施設（以下「公共施設」という。）を自己の費用で整備するものとする。</p> <p>2. 事業者は、開発に関連して開発地区外に公共施設が必要な場合は、町長の指示によりこれを自己の費用で整備するものとする。</p> <p>3. 事業者は、前2項に定める公共施設その他、保育所、幼稚園、小学校、中学校、公民館、又は集会所、水利以外の消防施設、塵芥焼却施設、し尿処理施設その他居住にともない必要な施設（以下「公益施設」という。）を自己の費用で整備し、これを町に寄附または譲渡するものとする。</p> <p>4. 第4条に規定する協議において、前3項の施設の全部または一部を事業者が自ら整備することを要しないと決定した場合、または前3項以外の公共施設、公益施設の整備に要する経費について事業者は、別に定める基準に従い負担しなければならない。</p> | |
| 公共・公益施設 | 道路 | 事業者は、既設道路から開発区域に通ずる道路を新設または改良する場合、事業者の負担によりこれを行わなければならない。 | |
| | 公園 | 開発区域内にため池等が所在する場合は、これを保全することはもちろん、周囲を緑地または公園として整備するよう計画しなければならない。 | |
| | 上・下水道 | <p>1. 開発区域内に給水するための水道施設は、事業者の負担において施行するものとする。</p> <p>2. 開発区域から流出する雨水または汚水を排出するため必要な施設は、町長の指示に従って事業者の負担により施行しなければならない。</p> | |
| | 教育施設 | 小学校 | |
| | | 中学校 | |
| 幼稚園 保育園 | | | |
| し尿処理施設 | <p>くみ取り式</p> <p>水洗式（し尿浄化槽によるもの）</p> <p>下水道式（下水道法の規定による終末処理によるもの）</p> | | |
| その他の措置 | | 事業者は、宅地造成事業を行うときは、これに見合う住宅の建築をあわせて施行し、入居者の誘致につとめるものとする。 | |
| 施行改正年月日 | | 昭和48年 2月 1日施行 昭和50年10月 1日改正 平成20年 3月31日改正 | |